

四街道市企業立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、企業の立地を促進することにより、市内の産業振興及び市民の雇用創出を図るため、立地を行う企業（以下「立地企業」という。）及びその協力者に対し、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、企業立地促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的とする事業を営む個人及び法人をいう。
- (2) 事業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める業種のうち、別表第1に掲げる対象業種の事業をいう。
- (3) 資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。
- (4) 立地 企業が、市内において新設等、改設等又は設備導入を行うことをいう。
- (5) 新設等 次のアからウまでに掲げるいずれかの事項を行うことをいう。
 - ア 新設 現に市内の事業所（第2号に掲げる事業を行う場所をいう。以下同じ。）で事業を行っていない企業が、土地又は家屋を購入し、新たに事業所を設置すること。
 - イ 増設 現に市内の事業所で事業を行う企業が、その事業の継続又は拡大のために、土地又は家屋を購入し、新たに事業所を設置すること。
 - ウ 移設 現に市内の事業所で事業を行う企業が、その事業の継続又は拡大のために、その事業所を廃止し、土地又は家屋を購入し、新たに事業所を設置すること。
- (6) 改設等 現に市内の事業所で事業を行う企業が次のア又はイに掲げる事項を行うことをいう。
 - ア 改築等 その事業の継続又は拡大のために、その事業所を改築又は増築すること。
 - イ 用途変更 その事業の継続又は拡大のために、自己の所有する家屋を改築し、事業所を設置すること。
- (7) 設備導入 新設等又は改設等を行う企業が、償却資産を購入し、かつ、設置することをいう。
- (8) 指定立地企業 補助金の交付の対象となる企業として、第4条の指定を受けた立地企業をいう。
- (9) 協力者 指定立地企業に対し、その立地のために、有償又は無償で自己の所有する土地又は家屋を貸与する個人及び法人をいう。

- (10) 投下固定資産額 立地に要する費用のうち、資産の取得合計額をいう。ただし、同族会社（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。）間及び関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）間での資産の取引に係る費用を除く。
- (11) 常用雇用者 企業において雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であつて、雇用期間の定めのないものをいう。
- (12) 市民 市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (13) 補助対象期間 補助金の支給の対象となる期間をいう。
- (14) 補助対象資産 資産のうち、直接事業の用に供するものをいう。

（補助金の種類）

第3条 市長は、次の表左欄に掲げる種類の補助金を、同表右欄に掲げる者に交付することができる。

補助金の種類	補助対象者
企業立地促進補助金	指定立地企業
雇用創出促進補助金	指定立地企業
企業立地協力補助金	協力者

（立地企業の指定）

第4条 企業立地促進補助金又は雇用創出促進補助金の交付を受けようとする立地企業は、市長の指定を受けなければならない。

2 前項に規定する指定を受けようとする立地企業は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 投下固定資産額が1億円以上であること。
- (2) 事業所の操業開始日（以下「操業開始日」という。）において、当該事業所に勤務する常用雇用者が10人以上で、そのうち5人以上が市民であること。
- (3) 立地及び事業を行うに際し、関係法令を遵守すること。
- (4) 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）に滞納がないこと。
- (5) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

第5条 前条の指定を受けようとする立地企業は、事業所の操業開始予定日の30日前までに指定立地企業指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、

第10号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 事業概要書
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款
- (3) 個人にあつては、住民票の写し
- (4) 直近の決算書類の写し（創業1年未満で所得税等の確定申告を行っていない立地企業にあつては、概算の事業収支見込み）
- (5) 事業所に勤務する常用雇用者に係る労働者名簿の写し
- (6) 事業所の位置図
- (7) 家屋及び設備機器類の配置図
- (8) 資産に係る売買契約書の写し
- (9) 土地及び家屋の登記事項証明書
- (10) 市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- (11) 誓約書兼同意書
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに指定の可否を決定し、指定立地企業指定決定・却下通知書（様式第2号）により、申請を行った立地企業に通知するものとする。

（操業開始の届出）

第6条 指定立地企業は、操業開始日から30日以内に事業所操業開始届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第7条 指定立地企業は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、指定立地企業申請事項変更届出書（様式第4号）に変更に係る書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（企業立地協力補助金の要件）

第8条 企業立地協力補助金の交付を受けようとする協力者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 土地又は家屋を貸与した立地企業が、第4条の指定を受けていること。
- (2) 立地企業に貸与する土地又は家屋の契約期間が5年以上であること。
- (3) 前号に掲げる契約が賃貸借契約である場合にあつては、賃料に固定資産税及び都市計画税の額に相当する額を含めないこと。
- (4) 指定立地企業との関係において、同族会社又は関係会社でないこと。
- (5) 市税等に滞納がないこと。
- (6) 役員等が暴力団員等に該当しないこと。

（企業立地促進補助金）

第9条 企業立地促進補助金の額は、別表第2の立地の区分に応じて計算した額とする。

2 企業立地促進補助金の交付を受けようとする指定立地企業は、四街道市企業立地促進事業補助金（企業立地促進補助金）交付申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 補助対象資産に係る固定資産税・都市計画税の納税通知書並びに課税明細書の写し及び償却資産の明細書の写し
- (2) 市税等の納付状況を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 企業立地促進補助金の交付を受けようとする指定立地企業は、操業開始日の属する年の翌年4月1日（以下「基準日」という。）の属する年の翌年の4月1日から別表第2に規定する補助対象期間の末日の翌年の3月31日までの間の各年度において、当該各年度の前年度分の企業立地促進補助金の額について申請を行うものとする。

（雇用創出促進補助金）

第10条 雇用創出促進補助金の額は、指定立地企業が立地に伴い雇用し、操業開始日から起算して1年以上市民であり、かつ、1年以上継続雇用がある常用雇用者（以下「市民常用雇用者」という。）1人につき20万円とし、400万円（指定立地企業が本社機能を有する場合にあっては、600万円）を限度とする。

2 雇用創出促進補助金の交付を受けようとする指定立地企業は、四街道市企業立地促進事業補助金（雇用創出促進補助金）交付申請書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第4号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 市民常用雇用者の住民票の写し
- (2) 市民常用雇用者の雇用契約書の写し
- (3) 市民常用雇用者の雇用保険被保険者証の写し
- (4) 市税等の納付状況を確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 雇用創出促進補助金の申請期間は、基準日から起算して1年間とする。

（企業立地協力補助金）

第11条 企業立地協力補助金の額は、別表第3の協力の区分に応じて計算した額とする。

2 企業立地協力補助金の交付を受けようとする協力者は、四街道市企業立地促進事業補助金（企業立地協力補助金）交付申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第4号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 指定立地企業に貸与した土地又は家屋の貸借に係る契約書の写し
- (2) 指定立地企業に貸与した土地又は家屋の登記事項証明書
- (3) 指定立地企業に貸与した土地又は家屋に係る固定資産税・都市計画税の納税通知書

並びに課税明細書の写し

- (4) 市税等の納付状況を確認できる書類
- (5) 誓約書兼同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 企業立地協力補助金の交付を受けようとする協力者は、基準日の属する年の翌年の4月1日から別表第3に規定する補助対象期間の末日の翌年の3月31日までの間の各年度において、当該各年度の前年度分の企業立地協力補助金の額について申請を行うものとする。

(交付決定)

第12条 市長は、第9条又は第10条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに企業立地促進補助金又は雇用創出促進補助金の交付の可否を決定し、四街道市企業立地促進事業補助金（企業立地促進補助金・雇用創出促進補助金）交付決定・却下通知書（様式第8号）により、当該申請を行った指定立地企業に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに企業立地協力補助金の交付の可否を決定し、四街道市企業立地促進事業補助金（企業立地協力補助金）交付決定・却下通知書（様式第9号）により、当該申請を行った協力者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた指定立地企業は、企業立地促進補助金又は雇用創出促進補助金の交付を請求しようとするときは、四街道市企業立地促進事業補助金（企業立地促進補助金・雇用創出促進補助金）交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定による通知を受けた協力者は、企業立地協力補助金の交付を請求しようとするときは、四街道市企業立地促進事業補助金（企業立地協力補助金）交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第14条 相続、合併、分割その他の理由により、第12条の規定による通知を受けた者（以下「被交付決定者」という。）の地位を承継する者は、立地に係る事業が継続される場合に限り、当該地位を承継できるものとする。

2 前項の規定により被交付決定者の地位を承継した者は、被交付決定者地位承継届出書（様式第12号）に当該地位の承継に係る書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(操業廃止等の届出)

第15条 指定立地企業は、事業所の操業を廃止し、又は休止したときは、当該日から10日以内に事業所操業廃止・休止届出書（様式第13号）を市長に提出しなければ

らない。

(実績報告等の特例)

第16条 規則第12条に規定する実績報告については、第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第13条に規定する確定通知については、第12条に規定する交付決定通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

(指定立地企業の指定の取消し)

第17条 市長は、指定立地企業が次の各号のいずれかに該当するときは、指定立地企業の指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 事業所の操業を廃止又は休止したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により指定立地企業の指定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定立地企業の指定を取り消したときは、指定立地企業指定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により指定立地企業の指定を取り消した場合において、既に交付した企業立地促進補助金又は雇用創出促進補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、協力者が次の各号のいずれかに該当する場合において、既に交付した企業立地協力補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第4条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により企業立地協力補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、この告示の施行の日以後における企業の立地について適用する。

別表第1(第2条第2号)

大分類 区分	対象業種
A 農業、林業	中分類01 農業(植物工場(環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年生産又は計画生産が可能な栽培施設をいう。)において行われるものに限る。)

D 建設業	全般
E 製造業	全般
G 情報通信業	中分類 3 9 情報サービス業
	中分類 4 0 インターネット附随サービス業
	中分類 4 1 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	小分類 4 3 3 一般貸切旅客自動車運送業
	中分類 4 4 道路貨物運送業
	中分類 4 7 倉庫業
	中分類 4 8 運輸に附帯するサービス業
I 卸売業、小売業	全般（細分類 5 3 6 2「鉄スクラップ卸売業」、細分類 5 3 6 3「非鉄金属スクラップ卸売業」、細分類 5 3 6 9「その他の再生資源卸売業」、細分類 5 4 2 3「自動車中古部品卸売業」を除く。）
L 学術研究、専門・技術サービス業	中分類 7 1 学術・開発研究機関
M 宿泊業、飲食サービス業	小分類 7 5 1 旅館、ホテル
	小分類 7 7 2 配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	小分類 7 8 1 洗濯業
	小分類 7 8 5 その他の公衆浴場業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 6 項第 1 号に係る浴場業を除く。）
	小分類 8 0 4 スポーツ施設提供業
	小分類 8 0 5 公園、遊園地
O 教育、学習支援業	小分類 8 1 7 専修学校、各種学校
	小分類 8 2 4 教養・技能教授業
R サービス業（他に分類されないもの）	中分類 9 2 その他の事業サービス業

別表第 2（第 9 条第 1 項）

立地の区分	補助対象資産	補助対象期間	補助対象額	補助の要件
新設等	当該立地に伴い購入した土地及び家屋	操業開始日の属する年の翌年 4 月 1 日か	補助対象期間に生じる次の区分に掲げる額 1 当該補助対象資産	改設等を行う場合にあつては、当該改設

		ら起算して3年間(指定立地企業が本社機能を有する場合にあっては5年間)	が、当該補助対象資産と同一名義で課税される資産の全部である場合 当該補助対象資産に係る固定資産税及び都市計画税全額	等に係る登記を行っていること
改設等	当該立地に伴い購入した家屋(直接事業の用に供する部分のうち、増改築、又は用途変更を行った部分に限る。)		2 1以外の場合 当該補助対象資産に係る固定資産税及び都市計画税の税相当額の合計額(その額に	
設備導入	新設等又は改設等に伴い購入した償却資産		1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	

別表第3 (第11条第1項)

協力の区分	補助対象資産	補助対象期間	補助対象額
協力者が、指定立地企業に対し、単独で土地又は家屋を貸与する場合	指定立地企業が、立地のために要する土地及び家屋(直接事業の用に供する部分に限る。)	操業開始日の属する年の翌年4月1日から起算して3年間	補助対象期間に生じる次の区分に掲げる額 1 貸与する土地及び家屋が、当該土地及び家屋と同一名義で課税される資産の全部である場合 当該名義で課税される固定資産税の額(償却資産がある場合は、当該償却資産の課税標準額を除き計算した額)及び都市計画税の額の合計額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 2 1以外の場合 当該補助対象資産に係る固

			<p>定資産税及び都市計画税の税相当額の合計額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p>
<p>複数の協力者が指定立地企業に5,000㎡以上の一団の土地（一体として利用可能なひとまとまりの土地をいう。）を共同で貸与する場合</p>	<p>指定立地企業が、立地のために要する土地（直接事業の用に供する部分に限る。）</p>		<p>補助対象期間に生じる次の区分に掲げる額</p> <p>1 貸与する土地が当該土地と同一名義で課税される資産の全部である場合 当該名義で課税される固定資産税の額（家屋及び償却資産がある場合は、当該家屋及び償却資産の課税標準額を除き計算した額）及び都市計画税（家屋がある場合は、当該家屋の課税標準額を除き計算した額）の額全額</p> <p>2 1以外の場合 当該補助対象資産に係る固定資産税及び都市計画税の税相当額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p>